

相談支援体制について

令和8年8月19日
健康福祉審議会
障害部会

健康福祉部障害福祉課

1 相談支援体制に関する国の動向

- ・ 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされた。
- ・ 基幹相談支援センターを地域の相談支援体制の中核機関として位置付け、その機能強化が進められている。
- ・ 社会保障審議会障害者部会においては、以下の内容について、成果目標（案）として示された。

○令和11年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備した上で連携した体制が整備されていること。

○基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

⇒ 今後は、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中核として、計画相談支援事業所への支援や地域課題の抽出・分析、協議会との連携等を担うことが期待されている。

2 相談支援体制に関する都の動向

東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6年度～令和8年度）において、以下のとおり定められている。

①相談支援体制等の整備についての役割

- ・区市町村と連携するとともに、相談支援専門員や主任相談支援専門員、サービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する。
- ・区市町村における基幹相談支援センターの設置状況を把握するとともに、基幹相談支援センターが設置されていない区市町村に対し、広域的な観点からその設置及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組む。

②具体的な取組

- ・区市町村の相談支援体制の整備を支援するため、相談支援専門員の養成を着実に行之、また地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を着実に養成する。
- ・基幹相談支援センターの職員を対象とした研修を実施し、精神障害に関する対応力を向上させていく。等

⇒地域の相談支援体制及び基幹相談支援センターの充実に向け、区市町村における基幹相談支援センターの機能強化や相談支援体制の整備を支援する。

3 現在の区の主な取組内容

基幹相談支援センター（障害福祉課）を設け、区内4か所のすこやか障害者相談支援事業所において、3障害対応の総合相談を行っている。

また、地域の相談支援事業所に対する体制強化のため、障害福祉人材育成研修事業の中で、相談支援専門員向けの研修を行うとともに、自立支援協議会において、相談支援専門員連絡会を行うなどの地域のネットワーク整備・連携強化を進めている。

基幹相談支援センターによる事業

- 障害者福祉人材育成研修事業
- 相談支援専門員連絡会による連携強化
- 障害者虐待防止センター業務
- 精神障害者地域生活支援拠点業務の委託

地域の相談支援体制

- すこやか障害者相談支援事業所における、地域生活支援事業に基づく障害者相談支援事業（障害の種別によらない、身近な場所で基本相談等を実施）
- 障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」、精神障害者地域生活支援センター「せせらぎ」における、日常での困りごとへの支援、障害福祉サービスを利用するに至らない相談支援等（障害者やその家族等が地域で暮らし続けられるような体制を整備）

4 課題と今後の方針①

○中野区の相談体制における主な業務と課題

層	主な業務	課題
《第3層》 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など	中野区基幹相談支援センター (障害福祉課基幹相談支援係) ◎総合的・専門的な相談の実施 ◎相談支援体制強化の取組 ◎相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ◎相談機関との連携強化 ◎地域移行・地域定着の促進の取組 ◎権利擁護・虐待の防止	・基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化が進められていない。 ・地域課題について、自立支援協議会における主任相談支援専門員等との連携・活用による、社会資源の開発に繋がっていない。
《第2層》 一般的な相談支援	すこやか障害者相談支援事業所（区内4か所） ◎福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ◎社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ◎社会性活力を高めるための支援 ◎ピアカウンセリング ◎権利擁護のために必要な援助 ◎専門機関の紹介	・勘案事項調査等の委託調査業務の多さなどにより、本来第2層の役割として求められる地域に根差した相談支援の展開が十分にできていない。
《第1層》 基本相談支援を基盤とした計画相談支援	指定特定相談支援事業所（区内25か所） ◎基本相談支援 ◎計画相談支援等（サービス利用支援、継続サービス利用支援）	・基本相談支援の実施体制が整備されていない。 ・第1層を含む地域のネットワークを整備する必要がある。 ・単独の相談支援事業所が不足している。

4 課題と今後の方針②

課題

区では、基幹相談支援センターを中心として様々な支援体制を整備してきたところである。一方、国は基幹相談支援センターを地域の相談支援体制の中核機関として位置付け、その機能強化を進めていることから、区においても更なる機能強化について検討する必要がある。

基幹相談支援センターの主な機能

- ・ 地域の相談支援事業所への助言・指導、人材育成等を担う支援機能（バックアップ機能）の充実
- ・ 障害者虐待防止、成年後見制度利用支援、意思決定支援等の権利擁護機能の充実
- ・ 地域生活支援拠点や関係機関との連携によるネットワーク機能の強化

今後の方針

- 基幹相談支援センターの充実及び機能整理、機能分担の検討
- 江古田三丁目重度障害者グループホーム併設の地域生活支援拠点等との連携強化
- 既存の委託相談支援事業所との連携強化による相談支援体制の充実

5 ご審議いただきたい事項

○基幹相談支援センターの機能強化の取組の一つとして、地域生活支援拠点との連携が想定される。

- ・地域生活支援拠点の役割のうち、特に社会資源として期待される役割は何か。
- ・当該拠点の立ち上げに際して、基幹相談支援センターはどのような働きかけや取組が必要か。

○既存の委託相談支援事業所との連携強化による相談支援体制の充実のために、どのような取組が必要か。

○自立支援協議会での地域課題解決の好事例をご紹介いただきたい。